

～児童手当に関する、よくあるお問合せ～

(9月13日更新)

目次

1. 既に児童手当を受給中している方

1-1：確認書について (P2.P3)

2. これから児童手当を、新たに申請する方

2-1：新規認定請求書について (P4)

2-2：確認書について (1-1 を再掲しています) (P5.P6)

1. 既に児童手当を受給中している方

1-1：確認書について

Q1. 確認書とはなんですか？

A1. 大学生年齢（18歳～22歳）のお子さんについて、監護し生計費を負担している場合に、「児童数」としてカウントするための書類です。
※確認書に記載する大学生年齢の児童数と、高校生以下の児童数の人数を合計した時に、「児童数」が3人以上となる場合は、3人目以降のお子様の手当月額が3万円になります。

Q2. なぜ18歳～22歳の児童について、「児童数」に含まれるのですか？

A2. 児童手当の目的・趣旨（子育て世帯への経済的支援）や高等教育機関への進学状況等も踏まえ、22歳年度末までの上の子について、保護者の経済的負担がある場合を、カウント対象とすることになりました。

Q3. 18歳～22歳の児童がいても、確認書の提出が不要なケースは？

また、必要なケースは？

A3.

▼確認書の提出が**不要なケース**

- ・18歳～22歳の児童について、自立しており全く監護していない。
- ・高校生以下の児童と合算した時に、児童数が3人以上にならない。
（第3子以降の加算に、影響がないため提出不要）

▼「児童数」としてカウントするため、確認書の提出が**必要なケース**

※児童が、学生か就職しているかに関らず、

以下の状況である場合には、確認書の提出をお願いします。

- ・同居しているお子さんの日常生活の世話をしている。
- ・別居しているお子さんに定期的に連絡・面会を行っている。
- ・同居や別居を問わず、生活費や学費を支援している。
（金銭・生活必需品・野菜・米などの仕送り等も含まれます。）

（参考）ご相談いただいたケース

- ・20歳の児童が既に就職しているが、実家から通勤しており、生活費も保護者が補助しているケース→「児童数」に含むため、確認書を提出
- ・20歳の児童が既に結婚しているが、定期的に面会し、生活必需品を親が補助しているケース→「児童数」に含むため、確認書を提出

Q4. 確認書はどこに提出すればよいですか？必要書類はありますか？

A4. 確認書は、下記の方法でご提出いただけます。
提出の際、その他に必要な書類はありません。

提出方法	提出先
① 窓口	各市民センター 各福祉健康センター 市役所本庁（子育て支援課、市民課）
② 郵送	〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1 子育て支援課 児童手当担当宛て ※必要書類は金沢市ホームページよりダウンロードができます。
③ 電子申請	マイナポータルから電子申請が可能です。 ※電子申請の URL は金沢市ホームページよりご確認ください。

Q5. 確認書に、児童のマイナンバーを記載する欄がありますが、児童のマイナンバーが分かりません。どうすればよいですか？

A5. マイナンバーが分からない場合は、空欄のままご提出ください。（子育て支援課職員が確認作業を行います。）

Q6. 19歳の児童が、県外の大学に通うため、県外で1人暮らしをしています。住民票は金沢に置いたままですが、実際は県外に住んでいます。この場合、児童の住所欄は住民票の住所か、実際に住んでいる住所か、どちらになりますか？

A6. 住所欄は、住民票の住所を記載いただきます。このケースであれば、金沢の住所（住民票の住所）をご記入ください。

また、「申立人による監護相当の状況（いずれかに○）」欄については、実際の状況をお選びいただく項目ですので、

「2.別居しているが、定期的な連絡面会等をしており、監護相当である」をお選びください。

Q7. 高校生以下の児童が3人と、大学生の年齢の児童が1人います。既に高校生以下の児童が3人いて3人目以降の加算があるので、確認書の提出は不要ですか？

A7. 確認書をご提出いただければ、下記の図の通りとなり、加算対象の児童が増えますので、ご提出をお願いします。

①②③④が児童数としてのカウント順番を表します。

大学1年生…①

高校1年生…②

中学3年生…③☆加算対象

中学1年生…④☆加算対象



計2人が加算対象になります。

(参考：確認書の提出が無い場合)

大学1年生

高校1年生…①

中学3年生…②

中学1年生…③☆加算対象



1人が加算対象になります。

Q8. 書類に押印は必要ですか？

A8. 押印は不要です。

2. これから児童手当を、新たに申請する方

2-1：新規認定請求書について

Q1. 新規認定請求書とはなんですか？

A1. これから、児童手当を受け取るために必要は書類です。
今まで、お子様の年齢や保護者様の所得を理由に、児童手当の支給が無かった世帯は、新規認定請求書の提出が必要です。

Q2. 申請はどこで出来ますか？必要書類はありますか？

A2. 申請は、下記の方法で行うことができます。

提出方法	提出先
① 窓口	各市民センター 各福祉健康センター 市役所本庁（子育て支援課、市民課）
② 郵送	〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1 子育て支援課 児童手当担当宛て ※必要書類は金沢市ホームページよりダウンロードができます。
③ 電子申請	マイナポータルから電子申請が可能です。 ※電子申請の URL は金沢市ホームページよりご確認ください。

必要書類は以下の通りです。

- 申請者の顔写真付き身分証明書の写し（免許証、マイナンバーカード等）
- 申請者の保険証の写し
- 口座情報がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 別居監護申立書（高校生以下のお子さんが別居の場合のみ）
- 確認書（大学生年齢（18歳～22歳）のお子様がいる方で、大学生年齢のお子様を含めて3人以上養育している場合）

Q3. 書類に押印は必要ですか？

A3. 押印は不要です。

2-1：確認書について

Q1. 確認書とはなんですか？

A1. 大学生年齢（18歳～22歳）のお子さんについて、監護し生計費を負担している場合に、「児童数」としてカウントするための書類です。
※確認書に記載する大学生年齢の児童数と、高校生以下の児童数の人数を合計した時に、「児童数」が3人以上となる場合は、3人目以降のお子様の手当月額が3万円になります。

Q2. なぜ18歳～22歳の児童について、「児童数」に含まれるのですか？

A2. 児童手当の目的・趣旨（子育て世帯への経済的支援）や高等教育機関への進学状況等も踏まえ、22歳年度末までの上の子について、保護者の経済的負担がある場合を、カウント対象とすることになりました。

Q3. 18歳～22歳の児童がいても、確認書の提出が不要なケースは？

また、必要なケースは？

A3.

▼確認書の提出が**不要なケース**

- ・18歳～22歳の児童について、自立しており全く監護していない。
- ・高校生以下の児童と合算した時に、児童数が3人以上にならない。
（第3子以降の加算に、影響がないため提出不要）

▼「児童数」としてカウントするため、確認書の提出が**必要なケース**

※児童が、学生か就職しているかに関らず、

以下の状況である場合には、確認書の提出をお願いします。

- ・同居しているお子さんの日常生活の世話をしている。
- ・別居しているお子さんに定期的に連絡・面会を行っている。
- ・同居や別居を問わず、生活費や学費を支援している。
（金銭・生活必需品・野菜・米などの仕送り等も含まれます。）

（参考）ご相談いただいたケース

- ・20歳の児童が既に就職しているが、実家から通勤しており、生活費も保護者が補助しているケース→「児童数」に含むため、確認書を提出
- ・20歳の児童が既に結婚しているが、定期的に面会し、生活必需品を親

が補助しているケース→「児童数」に含むため、確認書を提出

Q4. 確認書はどこに提出すればよいですか？必要書類はありますか？

A4. 確認書は、下記の方法でご提出いただけます。

提出の際、その他に必要な書類はありません。

提出方法	提出先
① 窓口	各市民センター 各福祉健康センター 市役所本庁（子育て支援課、市民課）
② 郵送	〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1 子育て支援課 児童手当担当宛て ※必要書類は金沢市ホームページよりダウンロードができます。
③ 電子申請	マイナポータルから電子申請が可能です。 ※電子申請の URL は金沢市ホームページよりご確認ください。

Q5. 確認書に、児童のマイナンバーを記載する欄がありますが、児童のマイナンバーが分かりません。どうすればよいですか？

A5. マイナンバーが分からない場合は、空欄のままご提出ください。（子育て支援課職員が確認作業を行います。）

Q6. 19歳の児童が、県外の大学に通うため、県外で1人暮らしをしています。住民票は金沢に置いたままですが、実際は県外に住んでいます。この場合、児童の住所欄は住民票の住所か、実際に住んでいる住所か、どちらになりますか？

A6. 住所欄は、住民票の住所を記載いただきます。このケースであれば、金沢の住所（住民票の住所）をご記入ください。

また、「申立人による監護相当の状況（いずれかに○）」欄については、実際の状況をお選びいただく項目ですので、

「2.別居しているが、定期的な連絡面会等をしており、監護相当である」をお選びください。

Q7. 高校生以下の児童が3人と、大学生の年齢の児童が1人います。既に高校生以下の児童が3人いて3人目以降の加算があるので、確認書の提出は不

要ですか？

A7. 確認書をご提出いただければ、下記の図の通りとなり、加算対象の児童が増えますので、ご提出をお願いします。

①②③④が児童数としてのカウント順番を表します。

大学1年生…①

高校1年生…②

中学3年生…③☆加算対象

中学1年生…④☆加算対象



計2人が加算対象になります。

(参考：確認書の提出が無い場合)

大学1年生

高校1年生…①

中学3年生…②

中学1年生…③☆加算対象



1人が加算対象になります。

Q8. 書類に押印は必要ですか？

A8. 押印は不要です。